

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：関西企業管理協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 梅本 圭子
- (3) 所在地：大阪府大阪市中央区南船場 2 丁目 3 番 6 号

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

複数の傘下実習実施者に係る監査報告書を監査の終了後遅滞なく外国人技能実習機構に提出していないこと、複数の傘下実習実施者に対し認定計画に従って団体監理型技能実習を実習監理していないこと、複数の傘下実習実施者に対し監理責任者をして必要な指導を行わせていないこと、複数の傘下実習実施者に対し法令の定める基準に基づいて監査を実施していないこと、及び出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の監査報告書を同機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））及び第 4 号（技能実習法第 39 条第 1 項、第 40 条第 3 項及び第 42 条第 1 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社エヌ・エス・オー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 塩田 清一
- (3) 所 在 地：大分県大分市大字三佐 2421 番地の 7

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 5 年 5 月 25 日認定「認2212017832」「認2212017833」

令和 6 年 7 月 4 日認定「認2412002676」

同年 8 月 6 日認定「認2412006917」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反（昭和 47 年法律第 57 号）により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社大山工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 大山 太郎
 - (3) 所 在 地：香川県観音寺市三本松町 4 丁目 2 番 30 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

令和 6 年 11 月 25 日認定「認 2410003641」「認 2410003642」
- 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：小林 広幸
- (2) 代表者氏名：小林 広幸
- (3) 所在地：北海道余市郡余市町富沢町 13－6－3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 3 年 3 月 16 日認定「認2001007276」「認2001007277」
令和 5 年 6 月 5 日認定「認2201008834」「認2201008835」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ゼストック
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 関 要継
 - (3) 所 在 地：東京都西多摩郡瑞穂町長岡 2 丁目 8 番地 16
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 4 年 7 月 19 日認定「認 2204010955」「認 2204010956」「認 2204010957」
- 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：竹山産業開発株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 竹山 真之介
- (3) 所 在 地：鹿児島県奄美市名瀬小俣町 29 番 25 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

令和 5 年 10 月 24 日認定「認2313007861」「認2313007862」「認2313007863」

同年 12 月 27 日認定「認2313008019」「認2313008020」「認2313008021」

令和 6 年 8 月 2 日認定「認2413004535」

令和 7 年 1 月 20 日認定「認2413010185」「認2413010186」「認2413010187」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：田村興業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田村 恭男
- (3) 所 在 地：千葉県野田市古布内 290 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 4 年 4 月 22 日認定「認2204001946」「認2204001948」

令和 5 年 6 月 19 日認定「認2304012750」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社東海エクスターナル
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 後藤 祐輔
 - (3) 所 在 地：岐阜県揖斐郡大野町大字西方 827 番地 1
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）
令和 7 年 2 月 26 日認定「認 2406044775」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：東和株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐藤 勝嗣
 - (3) 所 在 地：東京都大田区西蒲田 7 丁目 43 番 9 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 6 年 10 月 23 日 認定「認2404042213」「認2404042214」「認2404042216」
「認2404042217」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていないと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に定める認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：鳥越建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鳥越 洋
- (3) 所 在 地：岡山県浅口郡里庄町大字里見 3690 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 6 年 6 月 5 日認定「認2409001888」「認2409001889」

令和 7 年 4 月 24 日認定「認2509000361」「認2509000362」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ハタダ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 芳賀 美津男
- (3) 所 在 地：北海道滝川市流通団地 1 丁目 4 番 6 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

令和 6 年 12 月 9 日認定「認2401005947」「認2401005948」「認2401005949」
「認2401005950」
令和 7 年 12 月 16 日認定「認2501006808」「認2501006809」「認2501006810」
「認2501006811」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ビッグ・フィッシング
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 向井 純一
 - (3) 所 在 地：鹿児島県奄美市名瀬長浜町 27 番 1 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）
令和 5 年 8 月 24 日認定「認 2313004553」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていないと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に定める認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ヒルタ工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小田 崇之、代表取締役 晝田 眞三
- (3) 所在地：岡山県笠岡市茂平 1410 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（114 件）

令和 3 年 9 月 14 日認定 「認2109004565」 「認2109004566」 「認2109004567」
「認2109004568」 「認2109004569」 「認2109004570」
「認2109004571」 「認2109004572」 「認2109004573」
「認2109004574」 「認2109004575」 「認2109004576」

令和 5 年 2 月 3 日認定 「認2209013893」 「認2209013894」 「認2209013895」
「認2209013896」 「認2209014096」 「認2209014097」
「認2209014098」 「認2209014099」 「認2209014100」
「認2209014101」 「認2209014102」 「認2209014103」
「認2209014104」 「認2209014105」 「認2209014106」
「認2209014107」 「認2209014108」 「認2209014109」
「認2209014110」 「認2209014111」 「認2209014112」
「認2209014113」 「認2209014114」

同年 3 月 23 日認定 「認2209021318」 「認2209021319」 「認2209021320」
「認2209021321」 「認2209021322」 「認2209021323」
「認2209021324」 「認2209021325」

同年 5 月 23 日認定 「認2309002248」 「認2309002249」 「認2309002250」
「認2309002251」 「認2309002252」 「認2309002253」
「認2309002254」 「認2309002255」 「認2309002256」
「認2309002257」

同月 26 日認定 「認2209023405」 「認2209023406」 「認2209023407」
「認2209023408」 「認2209023409」 「認2209023410」
「認2209023411」 「認2209023412」 「認2209023413」

同年 9 月 22 日認定 「認2309011349」 「認2309011350」 「認2309011351」
「認2309011352」

令和 6 年 1 月 5 日認定 「認2309019524」 「認2309019525」 「認2309019526」
「認2309019527」

同年 2 月 1 日認定 「認2309019785」 「認2309019786」 「認2309019787」
「認2309019788」 「認2309019789」 「認2309019790」
「認2309019791」 「認2309019792」 「認2309019793」
「認2309019794」 「認2309019795」 「認2309019796」

同年 3 月 26 日認定 「認2309022485」 「認2309022486」 「認2309022487」
「認2309022488」 「認2309022489」 「認2309022490」
「認2309022491」 「認2309022492」

同年 6 月 3 日認定 「変認2409000017」 「変認2409000018」

同月14日認定「認2409003024」「認2409003025」「認2409003026」
「認2409003027」「認2409003028」「認2409003029」
「認2409003030」「認2409003031」「認2409003032」
「認2409003033」

同年7月11日認定「認2409006342」「認2409006343」「認2409006344」
「認2409006345」「認2409006346」「認2409006347」
「認2409006348」「認2409006349」「認2409006350」
「認2409006351」「認2409006352」「認2409006353」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：藤井工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤井 賢二
- (3) 所 在 地：愛知県名古屋市南区要町 5 丁目 147 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

令和 6 年 6 月 26 日認定「認2406000223」

同年10月 3 日認定「認2406020708」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社古川製作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 古川 穂
- (3) 所 在 地：東京都大田区大森本町 2 丁目 25 番 5 ルネサンスコート大森本町

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 5 年 11 月 17 日 認定「認 2304055813」「認 2304055814」

令和 6 年 11 月 1 日 認定「認 2404048762」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：横浜建設株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 小林 延男
 - (3) 所 在 地：神奈川県横浜市磯子区岡村 8 丁目 2 番 10 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 5 年 12 月 11 日認定「認2304061683」「認2304061684」

令和 6 年 2 月 27 日認定「変認2304002779」「変認2304002780」

令和 7 年 4 月 9 日認定「認2504000192」

令和 7 年 5 月 27 日認定「認2504010215」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：我妻 賢一
- (2) 代表者氏名：我妻 賢一
- (3) 所在地：山形県米沢市万世町桑山 1662- 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）

令和 4 年11月 2 日認定「認2202005172」
令和 5 年 1 月16日認定「認2202008641」
同月19日認定「認2202008873」
同年 4 月10日認定「認2202013041」
同年 6 月14日認定「認2302002790」
同年10月10日認定「認2302007140」
同年11月 9 日認定「認2302008499」
令和 6 年 1 月10日認定「認2302010975」
同年 3 月18日認定「認2302013178」
同年 6 月25日認定「認2402002929」「認2402002930」「認2402002931」
同年 8 月15日認定「認2402005248」
同月29日認定「認2402005719」「認2402005720」「認2402005721」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【実習実施者に対する改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：切通 勝男
 - (2) 代表者氏名：切通 勝男
 - (3) 所在地：鹿児島県肝属郡錦江町城元 663 番地
- 2 処分内容
技能実習法第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。
- 3 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習の適正な実施を確保するため、技能実習法第 15 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【実習実施者に対する改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社近藤ソーイング
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 神田 幸子
 - (3) 所 在 地：愛媛県西条市飯岡 3633 番地の 1
- 2 処分内容
技能実習法第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 29 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。
- 3 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習の適正な実施を確保するため、技能実習法第 15 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。